

○宮崎大学医学部附属病院コミュニティ・メディカルセンター規程

〔平成 27 年 3 月 18 日
制 定〕

改正 平成 28 年 3 月 9 日 令和 4 年 3 月 7 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第 14 条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院コミュニティ・メディカルセンター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 センターは、地域医療教育・研究及び診療並びにこれらに附帯する業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに病院規程第 11 条の 2 第 2 項に規定する者のほか、教育職員、看護職員、医療職員その他必要な職員（以下「センター職員」という。）を置くことができる。

2 センター職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

3 センター長は、センター職員を宮崎市立田野病院（以下「田野病院」という。）での業務に従事させる。

(田野病院の管理運営)

第 4 条 田野病院の管理運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(事務)

第 5 条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。